

第5 外部監査

1 外部監査制度の概要

平成9年6月に地方自治法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

本制度は、監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとしています。

本制度は、知事が公認会計士等と外部監査契約を締結して実施しますが、次の2種類があります。

- ・毎会計年度、特定のテーマを決めて行う「包括外部監査」
- ・特定の事件について監査委員の監査に代えて行う「個別外部監査」

令和3年度は個別外部監査は実施されていません。

区分	①包括外部監査	②個別外部監査
監査の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・財務監査 ・財政的援助団体等に対する監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・有権者の50分の1以上の連署による事務監査請求 ・議会からの事務監査請求 ・知事からの事務監査要求 ・知事からの財政的援助団体等の監査要求 ・住民からの住民監査請求
監査対象事項	外部監査人自らが選定した事項（年1回以上）	外部監査によることを請求・要求された事項
契約先	自然人1人（弁護士、公認会計士、実務精通者（当該団体のOB除く）、税理士）	
契約期間	毎会計年度当初～当該年度末	個々の契約で決定
契約制限	同一の者と連続契約できるのは3回まで	—
補助者	あらかじめ監査委員と協議し、補助者を使用することができる	
関係人調査	あらかじめ監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることができる	
義務と罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・善良な管理者の注意をもつての誠実な監査 ・公正不偏な態度保持と自らの判断と責任における監査 ・守秘義務 ・みなし公務員（刑法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員とみなされること。） 	

2 監査実施状況

包括外部監査は、監査委員の監査に加えて、知事が起用した弁護士、公認会計士、税理士などの「外部監査人」が監査を行うことで、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとした監査制度であり、本県では経営管理部が所管しています。

本監査は、公認会計士等と外部監査契約を締結の後、毎会計年度、外部監査人が特定のテーマを決めて実施されています。

＜令和3年度の実績＞

項目	内容
外部監査人	公認会計士 原田 俊輔
補助者	6名（公認会計士5名、弁護士1名）
テーマ	文化芸術の振興に関する施策の財務事務の執行について
テーマの選定理由	<p>文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものであり、豊かな人間性を涵養するうえで重要とされている。</p> <p>静岡県においても、文化は人々に生きる喜びと心の豊かさをもたらすものにとらえ、文化の魅力度である文化力を高めるために、継続的に、地域資源を活かした文化芸術の振興に取り組んでいる。具体的には、県民が文化芸術に触れる機会を拡充し、世界も視野に入れた文化芸術を創造・発信する活動を推進するとともに、伝統や歴史に培われた文化財の保存・活用等を図ることで、感性豊かな社会の実現を目指している。</p> <p>これら文化芸術の振興に関する事業は、県民にとって、身近で触れる機会が多く、関心が高いものと考えられる。また、静岡県においても、新ビジョンの“ふじのくに”の魅力の向上と発信のなかで「文化芸術の振興」を掲げており、その中心的な役割を担っているスポーツ・文化観光部による施策は、重要性が高いと考えられる。</p> <p>上記を鑑み、スポーツ・文化観光部による文化芸術の振興に関する施策について、包括外部監査人の立場から、合规性のみならず経済性、効率性、有効性の観点から検討することは有意義であると考え、特定の事件（テーマ）として選定した。</p>
監査対象とする事業	静岡県の新ビジョンのうち、大柱（政策）「“ふじのくに”の魅力の向上と発信」のうち、中柱（政策柱）「文化芸術の振興」に該当する事業を監査対象とした。
監査対象期間	原則として令和2年度（必要に応じて、他の年度も対象とした。）
監査実施期間	令和3年6月21日から令和4年3月31日まで

（注）包括外部監査の結果は、県公報（令和4年4月1日）に掲載されています。

また、結果に基づき講じた措置についても、県公報に掲載されています。

3 監査結果

監査の結果は、次表に基づき「指摘」又は「意見」に整理して提示されます。

区 分	内 容
指 摘	次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他重大な事項 1 法令・条例・規則に違反している事項 2 収入確保に適切な措置を要する事項 3 予算を目的外に支出している事項 4 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
意 見	組織及び運営の合理化など多様な観点から改善の必要があると認める事項

令和3年度の監査結果において「指摘」とされた項目及び「意見」とされた項目のうち主なものは以下のとおりです。

区分	項目	内 容
指摘	各文化施設における備品管理について	各文化施設の備品管理状況を確認したところ、㊲備品に物品シールが貼っていない、㊱貸付物品（県から指定管理者に貸した備品）の一部について現物確認を実施していない、㊳物品シールと物品台帳一覧の物品番号が異なるものがあった。 ㊲及び㊳については、物品シールを用いた備品管理ができないため、物品シールと物品台帳一覧表の物品番号が一致することのチェックも忘れないよう、周知徹底すべきである。 ㊱については、指定管理者が貸付物品の一部について現物確認を実施していないため、定期的な現物確認を実施するよう、周知徹底すべきである。
意見	成果指標と活動指標について	監査対象事業の成果指標及び活動指標を確認したところ、「㊲成果指標や活動指標がない」、「㊱成果指標や活動指標が直接的ではない」ものが散見された。 ㊲については、事業の成果指標又は活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。 ㊱については、事業の成果指標及び活動指標の設定は、事業目的や内容等を踏まえ、できるだけ直接的な指標にしなければ、事業活動の成果や結果を正しく評価することができない。 特に、監査対象事業である「文化芸術の振興に関する事業」は公益性が比較的高い事業であり、費用対効果で事業を評価することができないケースが多いため、事業の成果指標や活動指標を適切に設定して評価していくことが、必要不可欠と考える。

4 年度別の実施状況

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
契約の締結	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1
契約の金額	1,850万円を上限とする	1,750万円を上限とする	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
外部監査人	内山昌美	杉原賢一	同左	同左	村松淳旨	同左	同左	原田俊輔	同左	同左
(資格)	公認会計士	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
(住所)	浜松市	静岡市	同左	同左	藤枝市	同左	同左	浜松市	同左	同左
テーマ	県営住宅の事務の執行について	静岡県公立大学法人及び公立大学法人静岡文化芸術大学の財務事務の執行について	地方独立行政法人静岡県立病院機構の財務の執行及び経営に係る事業の管理について	過去の包括外部監査の措置の状況について	債権管理の財務の執行について	防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について	指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について	子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について	教育の振興に関する施策の財務事務の執行について	文化芸術の振興に関する施策の財務事務の執行について
補助者(人数)	6人	5人	5人	5人	6人	7人	8人	6人	6人	6人
公認会計士	5人	5人	5人	5人	6人	7人	8人	5人	5人	5人
弁護士	-	-	-	-	-	-	-	1人	1人	1人
上記以外	1人 (公認会計士協会準会員)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
結果の報告	H25.3.28	H26.3.25	H27.3.18	H28.3.25	H29.3.21	H30.3.27	H31.3.22	R2.3.19	R3.3.19	R4.3.23
結果の公表(公告日)	H25.3.29	H26.4.1	H27.3.27	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.30	H31.3.29	R2.3.31	R3.3.31	R4.4.1
措置の公表(公告日)	H25.11.8	H26.11.21	H27.11.10	H29.1.6	H29.10.27	H30.11.2	R元.9.27	R2.10.6	R4.1.28	R4年度内